

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理するための改正。

二 内容

新たに移譲を行う事務（二事務）

三 施行期日

公布の日